



健衛発0218第1号
平成22年2月18日

各

都	道	府	県
政	令	市	
特	別	区	

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長



まつ毛エクステンションによる危害防止の周知及び指導・監督の徹底について

まつ毛エクステンションによる危害防止については、「まつ毛エクステンションによる危害防止の徹底について」(平成20年3月7日健衛発第0307001号当職通知)により、その徹底をお願いしているところであるが、今般、独立行政法人国民生活センター相談部長より、別紙1のとおり、まつ毛エクステンションの危害の相談が依然として増加しているとの情報提供がされたところである。

また、消費者庁政策調整課長より、別紙2のとおり、まつ毛エクステンションに係る安全性の確保について要請がされたところである。

貴職におかれては、管下の美容所等において、かかる行為により事故等のおこることのないよう営業者等に対し周知徹底を図るとともに、消費者に対してもホームページや広報誌などを活用することにより、まつ毛エクステンションによる健康被害について広く情報提供を行うなど、再度、本職通知の趣旨に基づき、美容業務の適正な実施の確保を図られるよう、特段の御配慮をお願いする。

なお、美容師法違反のおそれのある事案に対する指導・監督の徹底を図っていただくとともに、特に悪質な事例については、捜査機関と連携をとった上で告発も視野に入れた厳正な対応をお願いしたい。

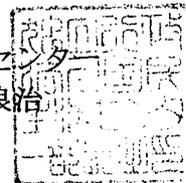


21 独国生相第 1038 号

2010 年 2 月 15 日

厚生労働省健康局
生活衛生課長 殿

独立行政法人 国民生活センター
相談部長 宮内 良治



「まつ毛エクステンションの危害」の公表について (情報提供)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当センターの業務につきまして、ご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

さて、当センターではこのたび、まつ毛エクステンションの危害情報をまとめ、事故の未然防止・拡大防止のため 2 月 17 日に公表いたします。

つきましては、別紙公表用資料により情報提供いたしますので、よろしくご査収ください。
なお、以下の行政機関・関係団体に要望・情報提供を行っております。

以上

- ・ 別添資料「まつ毛エクステンションの危害」(2月17日公表)

要望先

消費者庁消費者情報課地方協力室

情報提供先

厚生労働省健康局生活衛生課
経済産業省商務情報政策局サービス産業課
日本眼科学会
全日本美容業生活衛生同業組合連合会
財団法人日本エステティック研究財団
日本エステティック振興協議会
一般社団法人日本全身美容協会



〈本件連絡先〉

相談部危害情報室 青山、小坂
電話 03-3443-1208

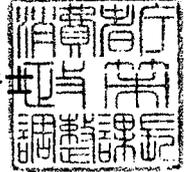


(別紙 2)

消政調第 9 号
平成 22 年 2 月 17 日

厚生労働省健康局生活衛生課長
松岡 正樹 殿

消費者庁政策調整課長
黒田 岳



まつ毛エクステンションに係る安全性の確保について

まつ毛エクステンションに係る消費者事故等については、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）に基づき、平成 21 年 12 月 8 日付けで関係行政機関等から消費者庁に重大事故等として 1 件通知されており、平成 21 年 12 月 16 日付けでその概要について当庁より公表したところです。

また、今般、独立行政法人国民生活センターがまつ毛エクステンションの危害に係る資料を平成 22 年 2 月 17 日付けで公表しましたが、その中では当該施術に係る危害相談が増加していること、美容師でない者が施術を行うといった美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）に抵触する可能性のある事例も見られることなどが報告されております。

まつ毛エクステンションは安全性に十分な配慮がなされなければ、目などに大きな負担を伴う行為であり、目や目元における危害は重大な消費者事故等につながるおそれがあることから、消費者庁としても当該施術に係る安全性の確保をより充実していく必要があると考えています。

まつ毛エクステンションによる危害防止の徹底については、平成 20 年 3 月 7 日付け健衛発第 0307001 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知をもって、貴課より美容業務の適正な実施の確保を図るよう都道府県等衛生主管部（局）長あて通知しているところですが、消費者の安全・安心の確保を図る観点から、貴課におかれましては、まつ毛エクステンションの危害防止を更に徹底するよう、下記についてご対応いただきますようお願いいたします。

記

- 1 まつ毛エクステンションを行っている美容所等への監視指導を強化するとともに美容師法に抵触する営業者及び施術者に対して適切な措置を講じるよう、監督権限を有する都道府県等に要請すること
- 2 今般の独立行政法人国民生活センターの公表資料に示された危害状況等を広く国民に周知するとともに、危害防止の徹底を営業者に周知するなど、施術の安全性の確保に係る施策を推進すること